

別表（第3条関係）

	実施主体	補助率※	補助対象経費	上限額
海外新市場開拓支援事業	県内事業者	3/4 以内	①旅費（海外渡航費・現地宿泊費等） ②通訳・翻訳費 ③輸送費 （パンフレット・サンプル輸送費等） ④商談会・展示会出展費 （展示装飾・ブース設営経費含む）	150万円
海外新市場テストマーケティング支援事業	県内事業者及び輸出支援団体・企業等	定額	⑤広告宣伝費 （商談で使用するパンフレット作成等） ⑥認証取得費 ⑦商品開発費 （輸出用で商談を行う計画のあるものに限る） ⑧販売促進費 （試食サンプル費、販促資材費等） ⑨分析・検査費 （栄養成分分析、残留農薬検査等）	500万円

※算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。